

## 特別支援教育とは

特別支援教育とは、子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な学習を支援するという取り組みです。一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

東京都ではすべての学校において、すべての教員、保護者、児童生徒等がかかわり、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会「インクルーシブ・シティ東京」の実現を目指しています。

また、子ども一人一人の成長・発達段階や、支援を必要とする状況に応じて、専門的な教育を受けることのできる教育環境が整備されています。荒川区においても、一人1台のタブレットPCや大型モニターの電子黒板の導入など、教育環境の整備に努めています。

特別支援学校や特別支援学級の特色は、大きく分けると下の表の通りです。各章では、それぞれの学校における具体的な支援・指導等について紹介します。なお、荒川区の特別支援学級（固定級）と特別支援教室では、5～6月と9月に、説明会を予定しています。説明会では学級要覧の配布もしていますので、就入学の参考にしてください。

	通常の学級	特別支援学級（知的障がい）	特別支援学校（都立）
1学級の人数	・令和2年度以降の入学者は35人、令和元年度以前入学は40人	・全学年8人まで	・全学年6人まで
授業の進め方	・学級集団の中で教科学習を行う。教科によっては習熟度別にグループ編成して授業を進める。	・国語、算数などの教科学習と、社会によりよく適応していくための自立活動がある。少人数で、子供の実態に合わせた内容や方法で授業を進める。	・排せつ、衣服の着脱、食事等の身辺処理を身につける。 ・学習は個別に近い少人数で、個人の課題に応じた基本的な内容を身につける。
特別支援教室	・すべての小中学校に設置。週に2時間、在籍校にて取り出し授業を行う		
その他	・第三峡田小学校に通級指導学級「きこえとことばの教室」設置。 ・特別支援教室との併用はできません。	・区内の特別支援学級との連合行事がある。 ・中学校は都内の特別支援学級の連合スポーツ大会がある。	・障がいに応じて、視覚、聴覚、肢体不自由、知的、病弱の校種がある。学習と共にコミュニケーションや言葉の能力を伸ばすために専門的な指導を行う。 ・学区の学校と交流する副籍制度がある。

